

保険・年金
フォーカス次期年金改革に向けた議論の状況
(2024年12月3日時点)

～ 年金改革ウォッチ 2024年12月号

年金総合リサーチセンター公的年金調査室長・上席研究員 中嶋 邦夫
(03) 3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

1 —— 先月の動き

年金部会は、11月に3回開催され、多様な世帯モデルでの年金額の示し方、被用者保険の適用拡大や第3号被保険者への対応、基礎年金に対する給付調整の早期終了、在職老齢年金、標準報酬の上限など、多くの論点について議論した。企業年金・個人年金部会は、iDeCoの充実案や確定給付企業年金(DB)の定年延長時の減額判定について議論した。資金運用部会は、ESG投資などについて議論した。

○社会保障審議会 年金部会

11月5日(第19回) 多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方、その他
URL https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20241105.html (資料)

11月15日(第20回) 被用者保険の適用拡大、第3号被保険者を念頭に置いた「年収の壁」対応、など
URL https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20241115.html (資料)

11月25日(第21回) 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了(マクロ経済スライドの調整期間の一致)、在職老齢年金制度、標準報酬月額の上限
URL https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20241125.html (資料)

○社会保障審議会 企業年金・個人年金部会

11月8日(第37回) iDeCoの加入可能年齢・受給可能年齢・拠出、DBの給付減額の判定・手続き
URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45168.html (資料)

○社会保障審議会 資金運用部会

11月25日(第23回) スチュワードシップ活動、ESG投資、インパクト投資、オルタナティブ投資
URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_shikinshiryo23.html (資料)

2 —— ポイント解説：次期年金改革に向けた議論の状況(2024年12月3日時点)

年金部会は、10月に開催されず議論の遅れが懸念されたが、11月に3回、12月上旬も3日と10日に開催され、2024年末のとりまとめに向けて議論が進んでいる。12月3日までの議論を整理して主なものを挙げると(図表1の太字部分)、概ね合意されているのは、厚生年金の適用拡大のうちパート労働者に

* 年金改革ウォッチは2013年1月より連載。2023年4月より毎月第2火曜日(2024年5月は第3火曜日)に連載。

関する企業規模要件の廃止と個人事業所に関する業種要件の廃止、在職老齢年金の廃止か縮小、子がない配偶者への遺族厚生年金の男女共通化と給付の有期化(女性は段階実施)である。パート労働者については、賃金要件の廃止にも賛成が多い。他方で、パート労働者の労働時間要件や個人事業所の規模要件は、改正の見送りに賛成が多い。基礎年金に対する給付調整の早期終了(調整期間の一致)の導入は、11月25日の議論では賛成が多めだったが、12月10日に改めて議論される予定になっている。

図表1 次期年金改革に向けた社会保障審議会(年金部会)での議論の状況(2024年12月3日時点)

分野	内容
【改正に概ね賛成】	
厚生年金の適用拡大	・パート労働者に関する企業規模要件(現行は社員50人超に限定)の廃止 ・個人事業所に関する業種要件(現行は17業種に限定)の廃止
高所得者に関する厚生年金の扱い	・在職老齢年金の廃止か縮小(対象者となる収入の下限(現行は月50万円)を引上げ) ・標準報酬月額の上限の引上げ〔引上げ幅については特段の合意なし〕
配偶者に関する厚生年金の扱い	・配偶者に関する加給年金を新規受給者から段階的に引下げ〔廃止要望もあり〕 ・民法の改正に合わせて、離婚時分割の請求期限(現行は2年)を5年に延長
受給者が扶養する子に関する加算	・障害基礎年金と遺族基礎年金における第3子以降への加算額(現行は約7.8万円)を第2子までと同額(約23.5万円)に引上げ
子がない配偶者への遺族厚生年金	・男性の年齢要件(現行は55歳以上)の廃止(女性と統一)と死亡時60歳未満での支給期間(現行は無期)の5年への短縮(改正法施行後の新規受給者へ即時実施) ・女性の死亡時60歳未満の支給期間を5年へ短縮(新規受給者へ段階的に実施) ・中高齢女性への加算を段階的に逡減して廃止(新規受給者へ段階的に実施) ・男女の上記の5年有期給付や老齢厚生年金への加算を新設し、収入制限を廃止
障害年金	・直近1年間に未納がなければ納付要件を満たすとみなす特例を10年延長
外国人の脱退一時金	・入国管理法等の改正に合わせて、脱退一時金を受け取れる加入期間の上限(現行は5年)を8年に引上げ ・再入国許可がある期間は脱退一時金を支給せず、再入国後に加入記録を通算
他の国民年金関連	・50歳未満の免除要件を満たさない低所得者が納付を猶予される措置を5年延長 ・65歳以上で受給資格期間を満たさない場合に任意加入できる特例を10年延長
【改正に賛成が多め】(カッコ内は主な異論)	
厚生年金の適用拡大	・パート労働者に関する所定内賃金の要件(現行は月8.8万円)の廃止(全国すべての最低賃金が現行要件を満たす水準に上がってから廃止すべき)
受給者が扶養する子に関する加算	・子に関する諸加算(現行は約23.5万円)の引上げ(年金制度以外で対応すべき) ・老齢基礎年金・障害厚生年金・遺族厚生年金への子の加算を新設(上記と財源)
【改正見送りに概ね賛成】	
厚生年金の適用拡大	・パート労働者に関する、所定内労働時間の要件(現行は週20時間以上)の引下げや複数事業所勤務分の合算での適用や学生除外の見直しなど ・個人事業所に関する規模要件(現行は常時5人以上雇用)の引下げなど
専業主婦(夫)の扱い	・第3号被保険者制度の見直し
障害年金	・事後重症の扱い、国民年金保険料の一律的な免除の扱い、就労収入との調整
【改正見送りに賛成が多め】(カッコ内は主な異論)	
障害厚生年金	・初診日要件の柔軟化(退職後一定期間等は対象にすべき)
【改正見送りに概ね反対】	
給付水準の底上げ	・基礎年金の拠出期間を40年から45年へ延長し、それに比例して給付を増額
【12月10日に議論予定】	
厚生年金の適用拡大	・「106万円の壁」懸念者への保険料の事業主負担割合引上げ特例の新設
給付水準の底上げ	・基礎年金に対する給付調整の早期終了(調整期間の一致)
遺族厚生年金	・子がいる配偶者への遺族厚生年金